

教育優秀賞受賞候補選定手続 (平成 27 年 12 月 15 日 制定)

選奨規程第 35 条による教育優秀賞受賞候補の選定は、この手続に従って行う。

1. 教育賞委員会委員長（以下、委員長と略称する）は、本会正員に対して選奨規程第 29 条に対する候補の推薦を所定の用紙（別に定める）により毎年 11 月末まで提出することを依頼する。
2. 委員長は、委員会を開催し前項の推薦候補につき書類の欠落、候補の重複などを整理し、所定の様式に基づいて受付順により投票候補を決定し、投票候補資料を作成する。前年度に推薦され、次点又は次々点になった候補は推薦がなくとも次年度に限り投票候補に加える。
3. 委員長は、委員に、投票候補から無記名で 3 件以内の順位を付けた投票を依頼する。1 位：3 点、2 位：2 点、3 位：1 点として得点の集計を行う。
4. 委員長は、集計結果に基づきつぎの手順により受賞候補を決定する。
 - (1) 得点数上位 6 名（同点の場合は、その全部）を審議の対象として、委員会において選定基準（別に定める）に基づいて 3 名以内を受賞候補に決定する。審議に際して、必要な場合には書面等により参照者に意見を求めることができる。
 - (2) 次点、次々点も決定する。（該当なしも可）
5. 委員長は、前項によって決定した受賞候補の成果と受賞者の氏名を示した調書を作成して 3 月下旬までに理事会に諮り承認を得て受賞者を決定する。

教育優秀賞の選定基準 (平成 27 年 12 月 15 日 制定)

教育優秀賞は、次の事項を全て満たしている個人を選定するものとする。

- a. 受賞対象は、教科書の執筆、教材の開発、新たな教育方法の開発・工夫・実践、社会や組織（学会、教育機関、企業、等）のニーズに沿う教育プログラム・講座等の開発・実践、等の優れた成果である。
- b. 受賞候補者は、次の事項を満たす受賞対象成果を挙げた個人または受賞対象成果を挙げたグループにおいて主たる貢献をした個人である。
 - イ. 受賞対象の成果は、その受益者の満足度あるいは能力向上に対するエビデンスがあり、優れた効果をあげている。
 - ロ. 受賞対象の成果は、刊行物、研究会、セミナー、講演会、Web、等における発表実績または公開実績がある。
- c. 受賞対象の成果は、教育に関連する本会会員に関心を持たれ、波及効果が期待できる内容である。
- d. 受賞対象の教育成果および受賞候補者は、当該教育を実施している組織内および組織外の関係者から高い評価を得ている。
- e. 受賞対象の教育関連成果は、過去の本会の教育優秀賞の受賞対象と重複していない。